

其始、山陽の方言よりや出ぬらん、ヤといふは、ヤツといふに同じくして、ヤの語にツの音を納めしなるべし、セといふは、大和の國の泊瀬、一に長谷といふに、舊説にセとは狹之謂也といふなり、ウナといふは、信濃國更級郡にも、ウナと云ふ郷あり、ナウナといふは、田畦の高低あるによりて、ウナといへば、山部の高麗國も、ウナと云ふに、ナウナといふは、日本紀に蘇我入鹿の家を、谷の宮門といふとしらるる、谷讀てハザマといふに、注せられたり、今も陸奥國には、ハザマといふ地名多かり、これら其始め、東山の方言に出たるに、や唯いづれにも、當時の方言同じか、らぬに似たり、**谿倭名鈔**に、讀て谷と同じく、爾雅、水出山入川曰谿の説を引たり、さらばこれは、我國に**谷川**といふ者、即此也。

〔倭訓栞前編十四〕たに 谷谿溪をよめり、垂の義、山のなたりをいふ也、にとりと韻通ず、よて山城

國乙訓郡の神谷を、神名帳に神足と書し、伊勢國度會郡の井谷を、類聚本源には、井足とみえたり、

〔鹽尻十〕鎌倉にて、谷をやつと呼、江都にては谷と云、一谷四谷等の如し

〔日本書紀二十四〕三年十一月、蘇我大臣蝦蟇兒入鹿臣、雙起家於甘檮岡、稱大臣家曰宮門、入鹿家曰

谷宮門、波佐麻

〔倭名類聚抄山一谷〕峽 考聲切韻云、峽山間陝處也、咸夾反、俗云**山比**、乃

〔箋注倭名類聚抄山石〕按、夜麻能賀比、見雄略天皇御歌載在古事記、大殿祭祝詞、奥山乃大峽小峽、

亦應訓加比源君以爲俗語誤、加比、蓋阿比之轉、謂間也、略 考聲切韻無致、慧琳音義引張戢考聲、

當即是、淮南子原道訓注、兩山之間爲峽、按說文無峽字、古蓋即用陝字、

〔類聚名義抄山五〕峽 音狹 至山名 峽 音狹 至山名 峽 音狹 至山名 峽 音狹 至山名 峽 音狹 至山名 峽 音狹 至山名

〔伊呂波字類抄地儀〕峻 音ハシ 峽 音ハシ 峽 音ハシ 峽 音ハシ 峽 音ハシ 峽 音ハシ 峽 音ハシ

〔東雅地輿〕峽、ヤマノカヒといふは、山の間也、カヒといひ、アヒといふは、轉語なり、高葉集の歌には、

抄に、羽のゆきあひ、

〔倭訓栞前編六〕かひ 山のかひは、倭名鈔に峽をよめり、問の義也、日本紀に谷字をよむも同じ、熊

谷榛谷など此訓を用う、國の甲斐も峽の義也、

峽